

くらしに役立つ生活情報
センターニュース

きらめく

NO.

151

5月号

北海道立
消費生活センター



道立消費生活
センターHP
二次元コード



かしこしか



ちえ子さん

北海道消費者教育
PR キャラクター



カモの親子（昨年5月）

主な内容

5月は消費者月間です……………2	未来を変えるエシカル消費
カシューナッツを	6月にフェアトレードフェスタ……………4
アレルギー表示に追加へ……………3	〈相談事例〉契約していない Wi-Fi ルーター
「〇〇ペイ」悪用詐欺に注意を……………3	が届いた……………5
消費者被害防止ネットワーク会議……………4	〈商品テスト〉テスト室の機器紹介……………6、7
消費者トラブル110番を開催……………4	センター見学しませんか……………8

〒060-0003

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟

TEL (011)221-0110 FAX (011)221-4210

<https://www.do-syouthi-c.jp/>

5月は消費者月間です

27日に街頭啓発イベント

消費者月間に合わせ、北海道消費者協会と北海道立消費生活センターは今年も「悪質商法・特殊詐欺被害防止キャンペーン」と題し、5月27日に札幌駅前通地下歩行空間（チ・カ・ホ）北3条交差点広場（西）で街頭啓発イベントを開催します。参加無料です。

昨今、北海道では悪質商法や特殊詐欺被害が多発しています。街頭啓発は、被害の未然防止に取り組む関係団体と連携し悪質商法や特殊詐欺被害に関する情報を提供することで、消費生活の向上を目的として行います。

当日は、札幌市消費者教育イメージキャラクターの「しろくま」と北海道警察シンボルマスコット「ほくとくん」の着ぐるみが登場し、北海道消費者教育PRキャラクター「ちえ子さん」と「かしこしか」のパネルも展示します。子どもたちが警察官の制服を着て記念撮影ができるコーナーもあります。

寸劇やクイズで被害防止

ステージでは、札幌消費者協会の劇団「来楽（ライラック）」による寸劇や○×クイズを行い、クイズの優勝者には景品が用意されています。会場では、特殊詐欺を撃退するさまざまな機能がついた電話機を展示し、使用方法を確認できます。

1968年5月30日に消費者保護基本法が施行されたことにちなみ5月30日は「消費者の日」、同法施行20周年の1988年から毎年5月は「消費者月間」とされました。

サポート詐欺を実演

サイバーセキュリティコーナーでは、道警が「サポート詐欺」を題材に実演をします。

インターネット閲覧中にウイルスに感染したかのような嘘の画面を表示させるなどして、ユーザーの不安を煽り、サポートの名目で金銭を騙し取る詐欺の手口を体験しながら、参加者は騙されないポイントを学べます。

会場入り口では、フードバンク事業者（FF）の協力により日用品や賞味期限1カ月以上の食料品を回収するフードドライブも行います。

そのほか、エシカルクイズに答えるコーナーを回るスタンプラリーを開催し、スタンプを集めた方には景品を差し

上げます。

さらに今年は、全国統一テーマ「明日の地球を救うため、消費者にできること グリーン志向消費～どのグリーンにする?～」にちなんだ展示コーナーも設置し、サステナブルラベルの紹介をするほか、北海道大学の学生によるエシカル消費の研究結果「エシカル×シカケル」の動画展示を行います。

問い合わせは教育啓発グループ、電話011-221-0110へ。



アレルギー表示義務付け カシューナッツを追加へ

消費者庁は、2025年度中にカシューナッツをアレルギー表示の対象として義務付ける方針を正式に固めました。消費者庁が公表している研究報告によると、食物アレルギーの原因第2位の木の実類の中で、カシューナッツは18.8%と大きな割合を占めています。しかし、現行の食品表示では義務表示となっておらず、今回追加されるとアレルギー反応を引き起こす例が多い「特定原材料」は、9品目になります。



木の実類は砕かれた状態でお菓子や惣菜に使われることも多く、木の実が入っているという認識がないまま食べてしまうということも想定されます。食品を選ぶ際は表示をよく確認しましょう。

「食用赤色3号」米国で許可取り消し

食品添加物の一つに「食用赤色3号」があります。日本では、お菓子やかまぼこ等の食品の着色料として使用されています。今年1月、米国食品医薬品局が赤色3号の食品への使用許可を取り消す決定を公表しました。雄ラットの試験で発がん性が認められたことから、米国内の法に基づく措置として行われました。

消費者庁ホームページの食用赤色3号のQ

& Aによると、国際的な評価に基づき、ヒトが生涯毎日摂取しても健康への悪影響がないとされる1日あたりの摂取量（ADI）は、「0～0.1mg/kg 体重/日」とされ通常の使用による摂取では安全性上の懸念はないものとされています。さらに、2023年度の厚生労働省の調査で、一般的にヒトが1日あたりに摂取する量はADIの基準値を大きく下回っており、かなり少ないことが分かっています。

米国での実験で発がんが確認されたマウスに投与した赤色3号の量をヒトに換算すると、ヒトが1日に摂取する量の400万倍以上に相当するため、厚労省は通常使用の範囲内では安全上の懸念はないとしています。

PFASの基準値を見直し

全国の水道水（主に井戸水などの専用水道）から有機フッ素化合物（PFAS）が検出され、不安の声が上がっています。PFASは分解されにくく高い蓄積性があり、環境中や食品中より、体内に取りこんでしまう可能性が憂慮されています。しかし、PFASにおけるヒトへの直接的な危害については、実はわかっていないことも多く、健康へのリスクを評価しつつ、新たなガイドライン作成の取り組みが国際社会では始まっています。

日本では、PFASが健康に与える危険性についての規制の基準値を厳格化するよう見直しています。

返金を装い送金させる

「〇〇ペイ」悪用詐欺に注意を

インターネットで商品を購入する際、最終確認画面を確かめることが重要ですが、最近では購入手続き後に「〇〇ペイ」を悪用し、返金を装って送金させる詐欺も増えています。

手口は、消費者がインターネット上の販売サイトで商品を注文後に販売業者から「欠品のため、コード決済アプリを使って返金する」などと告げられます。その後、返金手続きと言われて、事業者に指示されるままに数字等



消費者庁ポスター

の入力を繰り返したところ、返金してもらはずがいつの間にか送金してしまったという相談が全国の消費生活センター等に寄せられています。

通販サイトを利用する際は、販売業者の所在地や連絡先、責任者名などの情報をしっかり確認しましょう。事例の詳しい内容は消費者庁や国民生活センターのサイトにて、イラスト入りで紹介されています。

消費者被害防止ネットワーク 新たに浜中、幕別で設立

悪質商法や詐欺的な手口から消費者、特にターゲットになりやすい高齢者や若年者を守るために、地域や学校ぐるみの見守り、声掛けなど社会全体で向き合う仕組みが求められています。

主な活動として、地域ではネットワーク会議などを通じて悪質商法の手口等を情報共有しています。学校教育の場を通して消費者被害の対処方法を大人と生徒が共に学ぶ活動も行っています。

浜中町では今年1月、浜中町消費者被害防止ネットワークが設置されました。道内で72番目の設立です。同町では2011年6月に浜中高齢者見守りネットワークが設置され、高齢者が地域社会から孤立することがないよう見守り活動をしてきました。このたび浜中町と浜中消費者協会が加わることで、高齢者を含む住民の消費者被害の早期発見や解決につながることを期待されています。

幕別町は昨年10月に既存の幕別町消費者被害防止ネットワークを消費者安全確保地域協議会に移行することになりました。道内の市町村では16番目の法定協議会です。これは消費者安全法に基づいて設置される組織で、よ

り円滑に被害防止の活動ができるようになりました。

ネットワーク定例会を開催

3月17日に道立消費生活センターくらしの教室で消費者被害防止ネットワーク定例会議を開催しました＝写真＝。23団体、1機関から計32人が参加し、特殊詐欺被害防止などについて意見を交換しました。北海道警察から、最近は警察をかたった詐欺電話の手口が横行しており、警察が使用することが多い電話番号の末尾「0110」を偽装して電話をかけてくるとも注意喚起がありました。



「消費者トラブル110番」に12件

当センターは3月8日（土）に札幌弁護士会と共催で「消費者トラブル110番」を実施しました。相談件数は12件で、副業サポートに関するトラブルや、除雪業者への支払い時のトラブルについての相談に、センターの相談員や弁護士が対応しました。

未来を変えるエシカル消費

6月にフェアトレードフェスタ

フェアトレードは、伝統的な手工芸品や農産物を公正な価格で取引することで、開発途上国の生産者や労働者の経済的・社会的な自立を支援する取り組みです。貧困の撲滅、児童労働の根絶などにつながり、SDGsの達成にも貢献します。私たちが、商品を購入する前に、それらのことを想像して、この商品はどのように生産されたかを確認して選択（購入）することがエシカル消費につながり



ます。「国際フェアトレード認証ラベル」＝＝が付いた製品は、社会的、環境的、経済的基準について定めた国際フェアトレード基準を満たしています。買い物をする際の目印にしましょう。

札幌市内では毎年、フェアトレードフェスタが開催されています。今年は6月28日（土）、29日（日）に開催予定です。フェアトレードにかかわる店舗・団体が出展し、さまざまな商品の紹介や販売を行い、自然素材を利用した繊維製品開発に取り組み活動なども紹介されます。日々の生活の中でフェアトレードを考える機会にしてみたいはいかがでしょうか。

消費生活相談

北海道立消費生活センター相談専用電話

TEL 050-7505-0999消費者ホットラインTEL ^{いやや}**188**（「嫌や」泣き寝入り）
※お住まいの市町村など最寄りの消費生活相談窓口をご案内します。**携帯電話料金が安くなると思ったのに・・・**

契約していないWi-Fi ルーターが届いた

Q 2週間前に、電話で大手携帯電話会社を名乗り、「スマートフォンの料金が月額3千円安くなる」と言われたので、プラン変更だと思って了承した。契約書面と一緒に何かの機器が届いたので、携帯電話会社に連絡すると、他社の製品であると言われた。契約書面に記載されてい

る通信会社に問い合わせると、モバイルWi-Fiの契約だと説明された。契約した覚えがないので、解約を希望したところ、基本料金や端末機器分割払いの残債など3万円を請求すると言われたが、納得できない。
(50代 女性)

A このような相談では、Wi-Fi用のモバイル回線とルーター端末機器を同時に契約していることがほとんどで、本相談でもこの2つの契約をしていました。

モバイル回線契約は電気通信サービスとして、電気通信事業法の規制を受け、同法の消費者保護ルールが適用されます。Wi-Fiルーター端末などの購入については、電話で勧誘された場合には特定商取引法が適用されます。



両法において、事業者には料金や提供条件等の契約内容を説明する義務、契約後に法律で定められた事項を記載した書面を交付する義務があります。さらに電気通信事業法の消費者保護ルールでは、電話で勧誘する際には、原則としてサービスの概要を記載した書面をあらかじめ交付して説明を行う必要があります。

当センターから事業者連絡し、契約先の事業者名を名乗っていないことや契約内容の説明が不足していること、事前の説明書面が交付されていないことなど、勧誘方法の問題点を伝えて交渉しました。事業者は、「重要事項説明書などを送付しており、契約当事者自身で支払い方法の選択をしているため、契

約した自覚はあると考えているが、説明不足の可能性があるので、今回は無条件での解約に応じる」とのことでした。その旨を相談者に伝えて終了しました。

据置型Wi-Fiの勧誘にも注意！

当センターには、スマートフォンの機種変更の際などに、「通信料金が安くなる」「ルーター代はかからない」などと説明され、自宅に設置して利用する、据置型のWi-Fiルーターを勧められたとの相談も寄せられています。

契約後に毎月の通信料金が高額であることや数万円のルーター代金が分割払いになっていることに気づき、トラブルになることがあります。また自宅でパソコンやタブレット端末などを利用しないため、契約する必要がなかったことに気づき、解約を申し出ると高額な端末代金の残債を請求されたといったケースもあります。

電気通信サービスについては契約内容や料金体系が複雑でわかりづらいことがあります。詳細を確認し、十分に検討してから契約しましょう。

トラブルに遭ったら、速やかに最寄りの消費生活相談窓口にご相談を。



道立消費生活センター 商品テストの機器紹介



北海道立消費生活センターの商品テスト室は日ごろより、消費者から相談のあった商品について無料でテストを行っています。また、市場に流通している商品の品質や性能を調べ、消費者へ商品情報を提供することを目的とした試買テストも実施しています。

そこで今回は、どのような機器を使ってテストをしているのか、いくつか紹介したいと思います。道民の皆さまの商品トラブルの原因究明や疑問、テスト事例も交えて紹介します。今後も道立消費生活センター商品テスト室をご活用ください。

蛍光エックス線装置

どんな金属がふくまれているの？



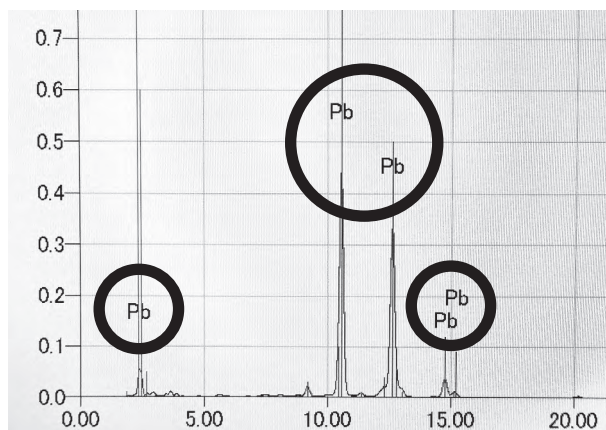
蛍光エックス線装置で酒燗容器を測定

この装置では、試料に含まれている元素組成がわかります。特にどんな金属が含まれて

いるのかをテストするときに活躍する機械です。

事例としては「海外で24金と言われて購入したアクセサリが本物が調べてほしい」「子どもにカチューシャを使用したところ、皮膚障害が発生したため、アレルギーの原因となるニッケルが含まれていないか調べてほしい」などの内容に対応します。

過去には、中国土産で購入した酒燗（かん）容器を調べたところ、日本では禁止されている有害金属の鉛だったという事例もありました。



酒燗容器のテスト結果：鉛（Pb）の値のピークを検出

高速液体クロマトグラフ

食品添加物を測定

食品添加物の有無を調べる際に活躍します。具体的には糖類、甘味料、保存料のテストなどに対応しています。過去には、はちみつ種類の違いにより糖組成に違いがあることなどがわかりました。

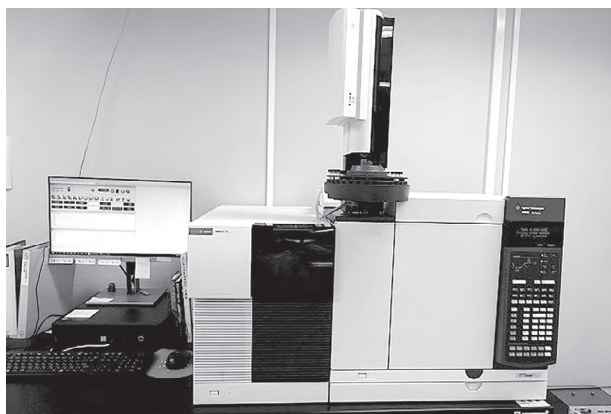
また、糖質、カロリー低減をうたった缶チューハイの甘味料（アセスルファムカリウム、スクラロース）などの試買テストも行いました。



〈高速液体クロマトグラフ〉

ガスクロマトグラフ質量分析計

約400種類の農薬測定



〈ガスクロマトグラフ質量分析計〉

この機器では約400種類の農薬の測定が可能です。現在、海外から輸入された野菜や果物などたくさんの生鮮品が販売されています。農薬や防カビ剤などの残留を心配する消費者も少なくありません。過去の試買テストではこれら生鮮品のほかブロッコリーやカリフラワーなどの冷凍野菜や冷凍ベリー類などの残留農薬テストも行っています。

自動滴定装置

電位差を利用して測定

電極を用いた電位差を利用して物質の濃度を測定する機器です。

最近では生活習慣病予防の観点から、塩分に関する依頼が多く、主に食品の塩化物イオンの測定に使用しています。現在、「塩分〇%カット」などの表示のある食品も多く販売されています。

インスタント味噌汁の塩分濃度測定など身近なものも依頼品として受け付けています。気になる食品があれば当センター商品テスト室へお持ち込みください。



〈自動滴定装置〉



調べてほしいことはありませんか？

今回掲載した事例以外にも繊維の色落ちテスト、電気製品の異常過熱、消費電力の測定など可能です。

ご希望の方は北海道立消費生活センターへお問い合わせください（相談専用電話050-7505-0999）。なお、テストは無料ですが、テスト品の送料は負担ください。



センター見学しませんか

道立消費生活センターでは消費生活にかかわる情報や知識を習得することができる機会として、個人や団体での見学を募集しています。毎年、親子や、学校、各種団体から申し込みがあり、好評です。主な内容は、センター紹介、展示ホールの見学、商品テスト室の見学など。また、見学に併せて簡易実験や悪質商法に関するミニ講座＝写真＝などを開催することも可能です。見学は事前予約が必要です。



展示パネル・DVD 貸し出し

当センターでは、消費者団体等に啓発用パネルを貸し出しています。また、ホームページよりパネルデータのダウンロードも可能です（事前予約必要）。地域の消費生活展や、消費生活イベントに活用ください。

消費者教育の担い手の方々にDVDの貸し出しもしています。環境や衣食住、悪質商法対策など、幅広い分野をそろえ随時更新を行っています。各種講座に活用ください。1回の貸し出しは3本までです。

くらしのセミナー初回は5月21日

当センターは、くらしのセミナーを今年度も5～12月に計7回開催する予定です。1回目は5月21日（水）13：00より当センター2階くらしの教室にて、相談支援グループの前田麻子主任相談員が、最近の相談事例について話します。会場定員60人、オンライン定員100人。受講無料。申し込みは会場参加希望は電話またはFAX、オンライン参加希望の方はHPの申込フォームより受付中です。

※見学、備品の貸し出し、セミナーの問い合わせは道立消費生活センター教育啓発グループ、電話011-221-0110へ。

学校訪問講座を開催します

北海道からの受託事業として北海道消費者協会は、道内の小・中・高校、大学等を対象とした学校訪問講座、教員サポートセミナーを毎年開催しています。昨年は64回実施しました。インターネットに関するトラブル、契約や悪質商法についての啓発、簡易実験（清涼飲料水の成分実験）、金融リテラシー等、消費生活に関わる幅広い分野を対象としています。今年度も9月より開催予定です。これより先に講座開催を検討している教育機関の方は教育啓発グループ、電話011-221-4217へ相談ください。



北海道消費者教育PRキャラクター「かしこし」

北海道立消費生活センター

札幌市中央区北3西7 北海道庁別館西棟

TEL 011-221-0110

FAX 011-221-4210

相談専用電話 050-7505-0999

（相談受付時間：平日／午前9時～午後4時30分）

当センターは一般社団法人北海道消費者協会が指定管理者として業務を行っています。

ホームページのご案内

当センターのホームページでは、悪質商法の最新事例や製品事故情報、商品テストの結果などを紹介しています。ご利用ください。
<https://www.do-syohu-c.jp/>

北海道立消費生活センター

検索

